

アドミニストレーション

第3巻4号

1997年3月

論 説

- 英会話教育支援システムにおける
類似発音英単語の検索アルゴリズム 松野 了二 (1)
堤 豊

- 介護保険法におけるサービス給付決定過程と
利用者の権利 石橋 敏郎 (19)

- 1995年ドイツ国法学者大会第2テーマ
「会計検査院による行政コントロール」の紹介
—ドイツ語圏の公法学者によって何が報告されたか— 石森 久広 (57)

- 放送聴取時における騒音の評価
—騒音の有意味性の効果— 宮園 博光 (75)
江端 正直

調査報告

- 地域経済の相互発展の可能性
—インドネシアとタイでの現地調査から— 久間 清俊 (103)
高埜 健
黄 在南

判例研究

- 仮登記と善意取得
(ドイツ民法判例研究・BGH Urteil vom
31. 10. 1980=NJW 1981, 446) 赤松 秀岳 (142)
-

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学（アドミニストレーション）に関わる研究および発表を目的とする。

【事業】

第4条 本会は次の事業を行う。

(1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行

(2) 研究会、講演会の開催

(3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

(1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手（普通会員）

(2) 熊本県立大学総合管理学部の学生（購読会員）

(3) 熊本県立大学総合管理学部の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者

（特別会員）

(4) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者およびその他評議員会において推薦した者（名誉会員）

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。

2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

第3章 運営

【役員】

第8条 本会には以下の役員を置く。

(1) 会長

(2) 評議員

(3) 理事

(4) 監査役

2 本会は、上に挙げた役員の他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

（略）

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝（熊本県立大学学長）

会長 今野 登（熊本県立大学総合管理学部学部長）